

限定期間内における辞退に基づく解約に係る手続き及び精算方法

1. 限定期間内における辞退に基づく解約の申し出が行われた場合の手続き

いずれかの工事費負担契約者が、工事費負担金契約締結日から平成31年3月29日17時までの期間（以下「限定期間」という。）に、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）を通じて東北電力株式会社に対して、当該事業を辞退する旨を申し出た場合（以下、辞退を申し出た当該工事費負担契約者を「第一辞退者」という。）、以下の通りの手続きを行う。

- ① 広域機関は、第一辞退者が拡大を希望していた電力取引量に相当する電源を再度募集する。
- ② 広域機関は、上記①の結果を踏まえ、業務規程第63条第1項に基づく広域系統整備計画の変更を行う。なお、広域機関は、広域系統整備計画の変更に先立ち、新たな費用負担割合の案を第一辞退者を除く工事費負担契約者に対して通知し、再度の費用負担割合の案への同意の意思確認を行うものとする。

2. 限定期間内における辞退に基づく解約の申し出が行われた場合の精算方法

- ① 第一辞退者による工事費負担金契約の解約により上記1. ②の広域系統整備計画の変更を行う場合、第一辞退者は、当該広域系統整備計画の変更までに生じた以下の費用(i)乃至(iii)の合計額と工事費負担金の10パーセントに相当する額とを比して、いずれか大きい方の額を負担するものとして、精算する。
 - (i) 第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事に係る実費（原状回復費用を含む。）
 - (ii) 後続辞退者（上記1. ②の再度の費用負担割合の案への同意の意思確認に際し、当該事業を辞退する旨を申し出た者を言う。以下同じ。）の解約に伴い不要となった実施済み工事（第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事は除く。）に係る実費（原状回復費用を含む。）のうち、第一辞退者が負担すべき費用（第一辞退者と後続辞退者の希望していた電力取引量に基づき按分）
 - (iii) 実施済み工事（(i)及び(ii)を除く。）のうち第一辞退者の費用負担割合で負担すべきとされた実費
- ② 第一辞退者による工事費負担金の解約により上記1. ②の広域系統整備計画の変更を行う場合、後続辞退者は、当該広域系統整備計画の変更までに生じた以下の費用(i)及び(ii)の合計額を負担するものとして、精算する。

- (i) 後続辞退者の解約に伴い不要となった実施済み工事（第一辞退者の解約のみを原因として不要となった実施済み工事は除く。）に係る実費（原状回復費用を含む。）のうち、後続辞退者が負担すべき費用（第一辞退者と後続辞退者の希望していた電力取引量に基づき按分）
- (ii) 実施済み工事（(i)を除く。）のうち後続辞退者の費用負担割合で負担すべきとされた実費